

建築物の耐震化の促進に係る支援施策の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年10月2日

提出者

浅野俊雄
福田正明
原成充
絲原徳康
大屋俊弘
園山繁一
池田俊一
生越俊一

細田重雄
森山健一
五百川純寿
福間賢造
中村芳信
藤間恵一
吉田政司

佐々木雄三
洲浜繁達
岡本昭二
小沢秀多
田中八洲男
中山島謙二
山根成二

(別紙)

建築物の耐震化の促進に係る支援施策の充実を求める意見書

阪神・淡路大震災を契機に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が今年5月に改正され、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震診断等に係る規制が強化された。特に、ホテル・旅館、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものについては、平成27年末までに、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられた。

いつ発生するとも知れない巨大地震に備え、建築物の耐震化を促進することは重要であり、耐震診断を義務化するなど規制を強化する法改正の趣旨は理解できる。しかしながら、その費用負担の大きさが、建築物の耐震化を促進する上で大きな障害となっている。規制の強化とともに、十分な財政支援がなければ、建築物の耐震化を加速させることは困難と思われる。

よって、国においては建築物の耐震化を促進するため、その責任において耐震診断及び耐震改修に係る事業実施主体の負担軽減に資する支援施策を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

【平成25年10月11日原案可決】